（法第八条第一項等の内閣府令で定める措置）

第十条　法第八条第一項及び第二項の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　対応変換符号又は対応記録変換符号を用いなければ復元することができないようにすること。

二　周波数を複数具備し使い分けて通信すること。

三　衛星リモートセンシング装置を使用する権限を有する者のみが操作用無線設備を操作できる措置を講じること。

2　第七条第一項及び第二項の規定は、法第八条第五項の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置について準用する。

（法第十条第三項の内閣府令で定める措置）

第十一条　法第十条第三項の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　法第十条第二項の受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと。

二　記録変換符号を変更すること。

（故障時等の届出）

第十二条　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十一条の規定による届出をしようとするときは、様式第五による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第十三条　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号を送信した日時、その内容及び当該信号の送信に用いた操作用無線設備等の場所

二　検出情報電磁的記録を記録した日時、対象範囲及びこれらを識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下「識別符号」という。）

三　検出情報電磁的記録を地上に送信した日時及びその受信に用いた受信設備の場所

四　検出情報電磁的記録の加工又は消去の状況

五　衛星リモートセンシング記録を他の者に提供する場合にあっては、当該衛星リモートセンシング記録の識別符号、区分及び提供日時並びにその提供の相手方の氏名又は名称及びその者が法第二十一条第四項の認定証の交付を受けている者である場合は、その番号

2　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十二条第一項の帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、作成された電磁的記録を当該衛星リモートセンシング装置使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

3　衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号の送信、検出情報電磁的記録の記録、検出情報電磁的記録の地上への送信、検出情報電磁的記録の加工若しくは消去又は衛星リモートセンシング記録の提供を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

（承継の認可の申請等）

第十四条　法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　譲渡及び譲受けの価格が記載された書類

二　譲受人に係る第四条第二項第一号に掲げる書類

三　譲受人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類

四　譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

五　譲受人が法人である場合は、最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書

六　譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第七による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　法第十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第八による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　合併の方法及び条件が記載された書類

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第四条第二項第一号ロに掲げる書類

三　合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類

四　合併契約書の写し及び合併比率説明書

五　合併により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書

六　合併後存続する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を経営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七　合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

4　法第十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　分割の方法及び条件が記載された書類

二　分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人に係る第四条第二項第一号ロに掲げる書類

三　分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類

四　分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

五　分割により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書

六　吸収分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を経営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七　分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

（死亡の届出）

第十五条　相続人は、法第十四条第一項の規定による届出をするときは、様式第十による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（終了措置を講じた旨の届出）

第十六条　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十五条第二項の規定による届出をするときは、様式第十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第十五条第二項第一号等の内閣府令で定める措置）

第十七条　法第十五条第二項第一号の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信すること。

二　操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に電源を供給しない信号を送信すること。